

税法上の寄付金控除の概要

法人寄付の場合

- 法人税（損金算入）
公益法人に対する寄付金は、全体で、①+②の額が損金算入できます。
- ① 公益法人への寄付金の特別損金算入限度額
〔所得金額の6.25%+資本金額等の額の0.375%〕×1/2
- ② 一般寄付金の損金算入限度額
〔所得金額の2.5%+資本金額等の額の0.25%〕×1/4

個人寄付の場合

(1) 所得税

次のいずれかの控除を受けられます。

- ① 所得控除
〔寄付金額－2,000円〕を個人の所得から控除
* 1 寄付金額は、その個人の所得の40%相当額を限度
- ② 税額控除
〔寄付金額－2,000円〕×40%=控除額
* 1 寄付金額は、その個人の所得の40%相当額を限度
* 2 控除額は、所得税額の25%を限度
* 3 確定申告には、本会が発行する「税額控除に係る証明書(写)」が必要

(2) 個人住民税

個人道民税及び条例を定めている市町村の個人市町村民税について、次の額が個人住民税の額から控除されます。

- ① 個人道民税 〔寄付金額－2,000円〕×4%
- ② 個人市町村民税 〔寄付金額－2,000円〕×6%
 - * 1 寄付金額は、その個人の所得の30%相当額を限度
 - * 2 札幌市在住の方の場合は、個人道民税2%、個人市民税8%